

土地取引後は 利用目的と価格の届出が必要です

一定面積以上の土地を売買などで取引した場合は「国土利用計画法」により、**買主は契約締結後2週間以内に**、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村に届けなければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

■届出が必要な土地の面積

都市計画区域内 5,000㎡以上
都市計画区域外 10,000㎡以上

■問い合わせ

佐賀県土地対策課 ☎25-7034
都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

○多数の者の集合する催しで、火気器具を使用する露店等には次のことが義務付けられます。

- ・露店を開設する際の届出
- ・消火器の準備

○大規模な催しのうち、消防署長が指定するものについては、主催者に対し次のことが義務付けられます。

- ・防火担当者の選任
- ・火災予防上必要な業務計画の作成
- ・これらの計画の提出など

※計画の提出を怠った主催者に対して



火災予防条例が一部改正されました

平成25年8月15日に福知山市の花火大会で3人もの尊い命が奪われ、56人の負傷者を出す火災が発生しました。この火災を踏まえ火災予防条例の一部が改正されました。

は罰則規定が定められています。

○多数の者が集合する催しにおいて、発生した火災については、初期消火や避難誘導等が極めて重要であることから、防火安全体制を整えることを目的とし、条例上義務付けされました。



■問い合わせ
佐賀広域消防局 多久消防署
予防指導課 ☎75-2191

10月1日は浄化槽の日です

■問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

～みなさんのご協力によりきれいな川や海が保たれます。

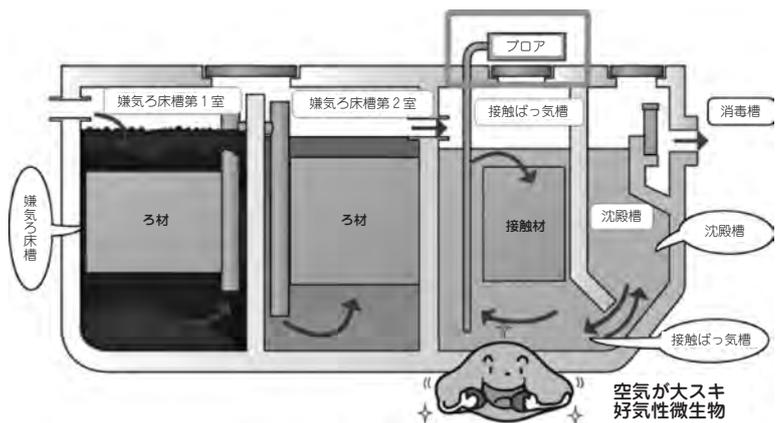
浄化槽設置へのご理解をお願いします～

「浄化槽の役割」

浄化槽とは、水洗トイレからの汚水（し尿）と、台所、風呂場などからの排水（生活雑排水）など汚れた水を処理し、きれいな水にする設備です。浄化槽は水中の微生物が汚水の中の汚物を食べ、きれいな水にする働きを利用しています。

多久市では、対象地域内において、住宅、店舗、事務所その他の建築物（建売住宅は除く）に浄化槽を設置しようとする人に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

※すでに下水道が整備されている地域および公共下水道の認可区域は補助対象外です。



空気が大スキ好気性微生物

「浄化槽の維持管理および保守点検が義務付けされています」

浄化槽は適正な維持管理が行われないと、その機能が十分に発揮されなくなり、その放流水が河川等の汚れの原因になることもあります。そこで、機械の点検・補修や消毒剤の補給などが必要です。

また、浄化槽内にたまった汚泥などを汲み取り清掃をしていただく必要があります。

借金問題

過払い請求

【広告】

○サラ金からの借金を完済された方、時効前(10年)であれば、過払い請求が可能です。
○過払いの請求の場合、着手金不要(解決後、報酬金のみ)裁判までします。(印紙代等の実費は負担)
借金の相談は無料で随時受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00 日曜・祝日休

高崎繁行法律事務所

弁護士 高崎繁行(佐賀県弁護士会所属)
唐津市千代田町2109-17 くりはらビル1F

TEL 0955-70-0315

